

## 乗合タクシー「高岡きずな号」とは…



### 理念

高齢者や障がい者等を中心に、日頃の交通手段に困っている人の交通手段の確保を目的に、コミュニティバス運行事業の一環である乗合タクシー「高岡きずな号」を導入し、高齢者等が安心して生活できる地域づくりを目指します。

### 主体

高岡地区乗合タクシー運行協議会  
(平成24年5月31日設立・自治公民館連絡協議会地区役員を中心に構成)

### 事業者

高岡地域内のタクシー業者と運行业務委託を締結しています。

### 利用要件

- ①高岡地域に居住する70歳以上の人
- ②69歳以下で、身体障がい者、又は地理的要件（最寄のバス停まで概ね500m以上離れている）により路線バスの利用が困難な人。  
但し、6歳以下の未就学児の登録はできない。
- ③介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な人。  
但し、介助者が同乗する場合（有料）は利用可能。

### 登録料

登録：1,000円

ご利用には  
登録が必要です

### 利用料金

250～750円

ご自宅から高岡中心部までの距離（お住まいの地区）に応じて異なります。

### 運転免許証返納サポート

登録者で、運転免許証の返納者については、高齢者の交通事故防止や、公共機関の利用促進につなげることを目的に、1,200円分の乗合タクシーチケットを運行協議会が交付しています。

### お問い合わせ先

詳細については、事務局までお問い合わせください。

高岡地区乗合タクシー運行協議会 ☎0985-82-1039



# 乗合タクシーを利用するには

## 利用対象者

- ①高岡地域に居住する70歳以上の人
- ②69歳以下で、身体障がい者、又は地理的要件（最寄のバス停まで概ね500m以上離れている）により路線バスの利用が困難な人。  
※6歳以下の未就学児の登録はできません。
- ③介助者なしでタクシーの乗り降りが可能な人。  
※介助者が同乗する場合（有料）は利用できます。



## 登録方法

- ①登録用紙の記入。（氏名や自宅の場所などを確認）
- ②登録料を払う。  
登録 … 1,000円 更新不要
- ③登録証を発行。（当日に仮登録証、後日登録証を交付）
  - 受付場所は高岡総合支所となります。
  - 事情により来庁が困難な場合は、自宅へ訪問し受付することもできます。
  - ご家族の方など、代理での登録もできます。



## 利用方法

- ①電話で予約センターへ連絡。（☎0985-78-2525）  
名前と利用する便（時間）を伝える。  
※上り便はご利用の1時間前、下り便は30分前までに予約が必要です。  
上り便…自宅から高岡中心部 下り便…高岡中心部から自宅

### ■時刻表

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
上り便	7時 50分	8時 50分	9時 50分	10時 50分	11時 50分	12時 50分	13時 50分	14時 50分	15時 50分	16時 50分
下り便	8時 20分	9時 20分	10時 20分	11時 20分	12時 20分	13時 20分	14時 20分	15時 20分	16時 20分	17時 20分

- ②運転手に登録証を提示し、目的地を伝える。
- ③目的地に着いたら、料金を支払う。

